

よくある質問（取扱店向け）

Q 商品券はいくら（金額）なのですか？

A 1冊 4千円で販売します。

1冊に1,000円券が1枚、500円券が8枚で、合計5,000円分の商品券です。

※1,000円分のプレミアムが付いています。

Q 商品券は、どこで使えるのですか？

A 登録された「取扱店」でのみ使用できます。

お取扱いをご希望の店舗様は、ご登録をお願いいたします。

Q 商品券は、どこでも使えますか？

A 1,000円券は、登録された「取扱店」であれば、大型店でも中小規模店でもご利用できます。

500円券は、登録された「取扱店」のうち、中小規模店でのみご利用できます。

※大型店とは、売場面積が1,000㎡を超える店舗及び中小企業基本法第2条で定める中小企業者以外が営む店舗と定義する。なお、市内に1店舗でも1,000㎡を超える店舗がある場合は大型店扱いとする。

Q 商品券はいつから発売されるのですか？

A 令和2年7月1日（水）から同年7月31日（金）に、往復ハガキによる予約申込を受付けます。
（期間中の消印のみ有効）

引換（販売）期間は、令和2年9月1日（火）から同年9月30日（水）まで市内郵便局(23局)にて購入できます。

Q 商品券には、利用期限がありますか？

A ご利用できる期間は、令和2年9月1日（火）から同年12月20日（日）までとなっております。また、商品券の換金期限は、令和2年9月1日（火）から令和3年1月22日（金）までとなっておりますので、ご注意ください。

Q 取扱店として登録するには費用がかかりますか？

A 登録に関する費用は不要です。

Q 取扱店の登録はどのように手続きをすればよろしいか？

A 申請期間は、令和2年6月18日（木）から同年7月31日（金）までとなっております。申請期間内に伊勢商工会議所HPもしくは6月22日の新聞折込チラシにて指定の「伊勢市地域応援商品券取扱店登録申込書兼誓約書」に必要な事項を記入し、伊勢商工会議所までFAX・メール・または3F窓口へ直接お申込みください。

※登録条件として、9月1日（火）までに換金手続き金融機関の伊勢市内の支店に口座を必ず開設してください。

Q 取扱店の一覧表に店名が載るにはどのようにすればよろしいか？

A 6月30日（火）までに取扱店の申込されると、7月中旬の予約申込新聞折込チラシに店名が記載されます。7月31日（金）までに取扱店の申込されると、9月1日（火）から市内各郵便局に設置する店舗一覧チラシに店名が記載されます。

Q 市内に複数店舗を経営していますが、店舗毎に登録申込は必要ですか？

A 登録申込書兼誓約書は、店舗毎の提出をお願いします。

Q 商品券の換金手数料はかかりますか？

A 換金手数料は不要です。

Q 商品券の換金方法を教えてください。

A 換金手続きの際は、以下のものを取扱店証に記載の金融機関にご提出ください。

- ・取扱店証
- ・換金受付書
- ・使用済み商品券

※金融機関に提出する前に、取扱店証・換金受付書・使用済み商品券裏面の各記載事項に必ず記入してください。記入のない場合は換金できません。換金受付書と商品券は、共通券と中規模店専用券とに分けて提出してください。取扱店証は、登録店名、換金金融機関、支店名、口座名義人を取扱店証に記入してください。登録店名は、混乱を避けるため、**取扱店申込書及び商品券裏面に記載した名称と同じに**してください。

Q 商品券で、なんでも買えます（使えます）か？

A 商品券で買えないもの（使えないもの）は、以下のとおりです。

- ・税金や電気代、ガス代、水道代など公共料金 ×
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード ×
- ・土地、家屋 ×
- ・たばこ ×
- ・風俗営業店舗への支払い ×
※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項第7号、同項第8号及び同条第5項に該当する店舗への支払い。
- ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ×
- ・事業者間の決済 ×
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ ×

こちらをご覧になってもご不明な点がございましたら、下記へお問合せください。

〈お問合せ〉

伊勢商工会議所 伊勢市地域応援商品券 係

T E L (0596) 25-5153

お問合せ受け付けは、平日 9:00～17:00 となっております。